

第3期奈良市データヘルス計画及び第4期奈良市国民健康保険特定健康診査等実施計画 策定支援業務仕様書

1. 業務の名称

第3期奈良市データヘルス計画及び第4期奈良市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定支援業務委託

2. 業務概要

本業務は、奈良市国民健康保険における医療費の適正化と市民の生活の質の向上による健康寿命延伸を図ることを目的として、特定健康診査等の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用し、被保険者の健康状態や疾患構成、医療費の現状を把握し、課題を明確にするとともに、その課題に対する効果的かつ効率的な保健事業をPDCAサイクルに沿って実施するための「第3期奈良市データヘルス計画（以下、「第3期データヘルス計画」という。）及び「第4期奈良市国民健康保険特定健康診査等実施計画（以下、「第4期特定健診等実施計画」という。）を策定するものである。

3. 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4. 業務内容

業務の委託について、委託者 奈良市を発注者とし、受託者を受注者とする。

(1) データベースの構築

受注者は、発注者から提供されたレセプト等データを突合し、次の条件を全て満たしたデータベースを構築する。

- ①傷病名や薬剤（禁忌情報を含めた薬剤データベース）及び診療行為をマスタ情報として整備し、常に最新情報でメンテナンスする体制を自社内に構築し、契約期間におけるデータベースを常に最新情報に更新された状態に維持すること。
- ②最新情報に更新されたマスタ情報を基に、データベースの作成を行うこと。
- ③被保険者一人ひとりの特定健診結果・レセプトに記載されたすべての傷病名・診療

行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料等）を正しく紐づけすること。

- ④レセプトに記載されている未コード化傷病名（傷病名マスタに収載されていない病名）を可能な限りコード化し、傷病名数全体に対する未コード化傷病名の割合を3%未満とすること。
- ⑤データベース構築において、発注者の要求に応じ、算出した数値の出典や算出根拠等を明らかにし、具体的に説明のできるようにすること。また、第三者の権利を侵害しない、侵害する恐れのない方法によるものとする。
- ⑥データ取り込みの際、発注者の管理する場所で各データに付記されている個人情報の匿名化作業を行い、突合後に発注者が個人情報を容易に復号化できるデータベースとすること。

(2) データの提供について

発注者が受注者へ提供するデータは下記のとおりとする。

①レセプトデータ（令和2年4月診療分～令和5年3月診療分の3年間分）

医科・調剤のレセ電コード情報ファイルCSVデータで、厚生労働省「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、次のファイルとする。

- ・医科 「21_RECODEINFO_MED.CSV」
- ・D P C 「22_RECODEINFO_DPC.CSV」
- ・調剤 「24_RECODEINFO_PHA.CSV」

②特定健診結果データ（令和2年4月診療分～令和5年3月診療分の3年間分）

- ・特定健診受診者ファイル「FKAC131」
- ・特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル「FKAC163」
- ・特定健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル「FKAC164」

③被保険者データ（国保総合システム 被保険者異動報告データ）

- ・被保険者異動データ・世帯情報「KD_IF020.csv」
- ・被保険者異動データ・個人情報「KD_IF021.csv」

④KDB CSV出力データ（平成30年度～令和4年度の5年間分）

- ・地域の全体像の把握
- ・健診・医療・介護データからみる地域の健康課題
- ・人口及び被保険者の状況
- ・その他

⑤その他、発注者と受注者が協議の結果、必要となる情報

(3) 奈良市の現状や課題・地域特性の把握

受注者は、前項で構築したデータベースを活用して、医療費の全体像及び医療費の負担額の大きい疾患や将来的に医療費の負担が増大すると予測される疾患を明確にし、第3期データヘルス計画及び第4期特定健診等実施計画の策定基礎となるよう、以下

の項目について分析を行うこと。

分析に際しては、データの分析から見える本市の健康課題や保健事業の効果、目標の達成状況等について説明し、計画の目的・目標から見る方向性の判定、事業効果を高めるための改善や優先すべき事業に関する医療費等分析資料を作成して報告するとともに、特性把握及び分析結果の全てを掲載するのではなく、計画の策定に必要な分析項目やグラフを厳選して掲載すること。

また、KDB 帳票や国のオープンデータを活用し、国・県・同規模団体等との比較分析を行うものとするが、その際は成果物の権利が発注者である本市に帰属することをふまえ、データの引用や出典に留意すること。

なお、分析の方向性については、事前に発注者と協議の上で決定するとともに、必要に応じて追加分析を行うこと。

【分析項目】

①基礎統計（人口統計、被保険者数の推移、寿命等）

②死因・標準化死亡比

③医療費等に関する分析

性別、年齢階層別、医療費区分、経年変化等、多角的な視点から本市における医療費及び受療の状況を分析し、医療費の高い疾病や対象を明らかにすること。

④生活習慣病に係る医療費の状況分析

⑤人工透析患者および糖尿病性腎症に関する分析

⑥COPD に関する分析

⑦各健康診査・保健指導の状況の把握（地域や年齢による特性等）

特定健康診査の受診状況（医療機関ごとを含む）、特定健診検査項目別の有所見状況、特定保健指導の実施状況を整理し、特定健康診査及び特定保健指導の受診者及び未受診者の治療状況（医療費も含む）等を分析すること。

⑧悪性新生物の医療費に関する分析

⑨重複・頻回受診に関する分析

⑩服薬状況に関する分析（重複・多剤服薬等）

⑪ジェネリック医薬品普及状況の把握

⑫フレイル疑い者・フレイル関連疾患に関する分析

低栄養・低体重や、ロコモティブシンドローム、骨粗鬆症等、フレイルが疑われる被保険者の状況を分析すること。

⑬後期高齢者の健康課題に関する分析

KDB データ等を活用して 75 歳以上高齢者の分析を行い、医療・健診・介護等の現状と健康課題について分析すること。

⑭地区別分析（自治連合会単位）に基づく地区別カルテ・分析項目別ランキングの作成

発注者が指定する自治連合会地区(50 程度)単位での分析を行うこととする。分析項目は次のア・イのとおりとし、分析方法については発注者受注者協議の上決定する。

ア 基礎情報（地区番号別、ランキング別）

- ・医療費（入院、入院外、合計）、患者数（入院、入院外、合計）
- ・被保険者1人当たり医療費（入院、入院外、合計）、
- ・患者1人当たり医療費（入院、入院外、合計）
- ・有病率
- ・疾病中分類別有病率・患者1人あたり医療費
 - 1.糖尿病 2.脂質異常症 3.高血圧性疾患 4.虚血性心疾患 5.脳血管疾患
 - 6.腎不全 7.悪性新生物（胃、気管肺、大腸、子宮、乳房） 8.COPD
- ・人工透析 ・認知症 ・ロコモティブシンドローム
- ・ジェネリック医薬品普及率（数量ベース）
- ・特定健診受診率
- ・特定健診有所見者割合（メタボ該当・予備群・非該当／血圧／血糖／脂質）
- ・喫煙率
- ・BMI

イ 疾病中分類別マッピング

- ・人工透析／特定健診受診率／有所見者割合／喫煙率／BMI
- ・有病率：各地区の有病率を年齢調整・標準化し、奈良市全体を平均として有意検定。高低をマッピング。（白地図データは奈良市から提供）
 - 1.糖尿病 2.脂質異常症 3.高血圧性疾患 4.虚血性心疾患 5.脳血管疾患
 - 6.腎不全 7.悪性新生物（胃、気管肺、大腸、子宮、乳房） 8.COPD
 - 9.認知症 10.ロコモティブシンドローム

（4）次期計画の策定支援

計画期間は両計画とも令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

【第3期データヘルス計画】

受注者は、前項の分析結果や第2期データヘルス計画の評価を踏まえ、計画書案を作成する。作成にあたっては、奈良県や本市が策定する他計画との整合性を図り、厚生労働省が示す最新の「データヘルス計画策定の手引き」及び関係資料に基づくこと。

①第3期データヘルス計画に記載する基本的項目は以下のとおり。

- ア 計画の基本的事項
- イ 本市の特性把握
- ウ 第2期データヘルス計画の考察・評価
- エ 健康・医療情報等の分析と分析結果に基づく健康課題の抽出
- オ 計画（保健事業全体）の目的、目標、目標を達成するための方策
- カ 健康課題を解決するための個別保健事業の設定
- キ 個別保健事業の目標設定及び実施計画
- ク 計画（保健事業全体）の評価・見直し

ケ 計画実施に係るその他事項

- ②これまでの計画・保健事業に関する考察として、本市が令和元年度～令和4年度の4年間に行った国民健康保険健康指導事業（国保ヘルスアップ事業）の評価検証を行うにあたり、必要な分析資料の収集及び作成、事業見直しのための助言を行うこと。
- ③目標の設定については、本市における「奈良市 21 健康づくり」等他計画における数値目標と整合性を図り、保健事業の実施体制等も考慮しつつ、抽出した健康課題に対応する目標を設定すること。また、国及び県が掲示する共通指標を盛り込むこと。
- ④発注者が目標達成に向けて検討・決定する各種の保健事業について、PDCA サイクルに沿った令和6年度から令和11年度までを計画期間とする実施計画の立案、評価指標の設定、目的・目標の達成状況を踏まえた見直し等に関して助言を行い、編集作業に協力すること。

【第4期特定健診等実施計画】

受注者は、前項の分析結果を踏まえ、計画書案を作成する。作成にあたっては、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する事項並びに特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項を定め、厚生労働省及び示す最新の「特定健康診査等実施計画作成の手引き」に準拠した内容とする。また、計画策定にあたっては、以下の項目について、発注者と協議の上進めることとする。

- ①計画策定の趣旨・背景
- ②第3期計画期間の現状と課題
- ③達成しようとする目標
- ④対象者数の把握・実施方法
- ⑤個人情報の保護
- ⑥計画の公表・周知
- ⑦計画の評価及び見直し
- ⑧その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

(5) 計画書の作成

受注者は、前項の計画書案作成後、必要な打合せや検討を重ねて契約期間内に両計画を包含した計画書を完成させ納品すること。

(6) 意見聴取における運営支援

計画策定に伴い、幅広い立場からの意見を聴取するため、発注者が設置する会議体において両計画の意見聴取を行うにあたり、受注者は説明資料の作成やオブザーバーとし

での参集等、発注者と協議の上で運営支援を行うこと。

(7) 成果品の納品

①医療費等分析資料

データ (PowerPoint 及び Excel 形式) で格納した電子媒体 (CD-R 等) : 2 部

②計画書案

データ (Word 又は Power Point 形式) で格納した電子媒体 (CD-R 等) : 2 部

③計画書

データ (Word 又は Power Point 形式) で格納した電子媒体 (CD-R 等) : 2 部

A4 版カラー刷り印刷冊子 (50 部)

※①～③いずれのデータも統計表等について、表やグラフの加工が可能な形で提出すること。また、分析の過程で得られた統計資料等も電子媒体に含めること。

(8) 契約後、本仕様に定めのない分析等の業務が必要になった場合には、発注者受注者双方の協議により改めて定めるものとする。

5. 業務スケジュール

日程	業務内容
令和5年10月中旬	発注者から受注者へのデータ提供
令和5年10月下旬～	目標設定や計画内容の方向性について協議 計画書原案作成開始
令和5年12月中旬まで	データ分析
令和5年12月～令和6年1月	計画書案作成～修正作業
令和6年2月初旬	計画書案作成完了
令和6年2月下旬	計画書案の修正作業
令和6年3月下旬	成果品納品

6. 業務の体制

受注者は、本業務の遂行にあたっては、責任者および担当者を置き、発注者の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。

7. 作業の進捗状況報告

受注者は、委託契約期間において、適宜中間成果品の提供を求められた場合は、発注者の指示に従うものとする。

8. 再委託の禁止

業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、一部でかつ主要な部分を除き、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

9. 個人情報の取り扱いに関する遵守事項

個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び厚生労働省の「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン（平成28年6月改正）」並びに「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報の保護のための規程を設けなければならない。

10. セキュリティ体制

(1) データの受渡し方法およびデータベースの作成を行う作業場所のセキュリティ対策については、以下のとおりであること。

①データの受渡し

本業務に使用するデータは、パスワードを設定し、セキュリティを施した上で、受け渡すこと。受け渡しの際はその記録を作成し、保存すること。

②作業場の分離

データ入力を行う場所、業務サーバーを設置している場所を分けて管理すること。

③入退室管理の徹底

各作業場への入室には、指紋認証などの入室制限を行い、あらかじめ登録している者だけが作業できるようにすること。入退室を行った際はその記録を作成し、保存すること。

④データ持出しの禁止

発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。また、作業場所に私用の端末機器又は電磁的記録媒体等を持ち込んで、業

務に係る作業を行わないこと。

⑤アクセスログの記録

データベース作成に当たり、操作履歴等について、ログを取得し、監査証跡として長期保存できる仕組みとすること。

⑥保管場所の施錠

受領したデータは、保管庫に入れて施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。

⑦データの消去

全ての事業が終了後、受注者側で保有するデータは、全て受注者の責任において記録情報の完全消去、物理的破壊、暗号化等読取りができないように処置し、その事実を確認できる書類を発注者に提出すること。なお、発注者が消去の確認を行うため現地視察を行う場合がある。

(2) 保健事業を含む本事業全体についての情報セキュリティ確保のための体制を、以下のとおり構築すること。

①個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて公的な認定機関により認定された管理システム（プライバシーマーク等）、社内ルール又は法令遵守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。

なお、本仕様書第8項ただし書きの規定により、再委託された事業者についても同様の要件を満たすこと。

②受注者は、本事業を実施する場合に、情報セキュリティ研修の受講を義務付け、習熟度テストなどにより理解度をチェックすること。なお、保健事業の実施において、実際の業務に携わる前に、発注者の個人情報保護に関する各種規定などの関連知識を事前に習得すること。

③本事業で扱うすべての情報に関し、紛失、改ざん、破壊、漏洩などが行われないよう管理すること。

④個人情報漏洩発生時や障害発生時の体制及び対応フローについて事前に発注者に提出すること。また、個人情報漏洩発生時や障害発生時には、速やかに発注者に報告し指示を求めること。

⑤受注者の責めに帰す情報漏洩等により、第三者から発注者が損害賠償を請求されたことによる係争費用及び判決により発生した弁償額は、受注者が負うものとする。

1 1. その他の留意事項

(1) 受注者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行すること。

- (2) 受注者は、本業務に関連する計画との整合性を図るとともに、本業務に関して新たに国から指針等が示された場合の追加分析や変更についても対応すること。
- (3) 受注者は、本業務の進捗状況及び内容を定期的に報告し、担当部局と綿密な連絡調整を図り、業務を遂行すること。
- (4) 受注者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (5) 本業務委託により作成される成果物及び関連資料に関する知的財産権は、データを含めすべて発注者である本市に帰属するものとし、本市の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。
- (6) 業務完了後に、受注者の責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (7) この他、契約書、仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、本市と協議のうえ定めるものとする。